第十七条第五項、第十八条第二項及び第二十一条第一項第一号中「第四号」を「第五号」に改める。

第二十三条の表第三十六条の項中「から第八号」を「、第二号及び第四号から第九号」に、「から第四号まで」を「、第二号、第四号及び第五号」に改める。

第二十八条第二項第三号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　心身の故障により第三十条に規定する業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第二十八条第二項第三号に次のように加える。

ハ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正）

第九十八条　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を次のように改める。

三　心身の故障により食鳥処理の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

（介護保険法の一部改正）

第九十九条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第六十九条の二第一項第一号を次のように改める。

一　心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第六十九条の二第一項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第六十九条の五第二号中「その後見人又は保佐人」を「本人又はその法定代理人若しくは同居の親族」に改める。

（精神保健福祉士法の一部改正）

第百条　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一　心身の故障により精神保健福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第三条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正）

第百一条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の七第一号を次のように改める。

一　心身の故障により二種病原体等を適正に所持することができない者として厚生労働省令で定めるもの

第五十六条の七第九号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百二条　社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二のうち社会福祉士及び介護福祉士法附則第二条を附則第九条とし、附則第一条の次に七条を加える改正規定のうち附則第三条第一号に係る部分中「成年被後見人又は被保佐人」を「心身の故障により准介護福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの」に改める。

（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部改正）

第百三条　移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第五号イを次のように改める。

イ　心身の故障によりその事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第十八条第五号ニ中「ハ」を「ニ」に改め、同号ニを同号ホとし、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十七条第一号中「、ロ又はニ」を「からハまで又はホ」に改める。

第三十一条第四号イを次のように改める。

イ　心身の故障によりその事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第三十一条第四号ニ中「ハ」を「ニ」に改め、同号ニを同号ホとし、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第四十一条第一号中「、ロ又はニ」を「からハまで又はホ」に改める。

（公認心理師法の一部改正）

第百四条　公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一　心身の故障により公認心理師の業務を適正に行うことができない者として文部科学省令・厚生労働省令で定めるもの

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第百五条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「新法第六条第四号から第七号まで」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（次条並びに附則第六条第二項、第四項及び第五項において「労働者派遣法」という。）第六条第五号から第八号まで」に、「同条第四号」を「同条第五号」に、「同条第五号に規定する当該法人の役員であった者）又は同条第六号に規定する届出をした者（当該者が法人である場合にあっては、同条第七号に規定する当該法人の役員であった者）に」を「同条第六号に規定する当該法人の役員であった者）又は同条第七号に規定する届出をした者（当該者が法人である場合にあっては、同条第八号に規定する当該法人の役員であった者）に」に改める。

附則第五条中「新法」を「労働者派遣法」に改める。